

岩手県告示第 18 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 700 条の 6 の 4 第 3 項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税の特約業者の指定を取り消した。

平成 19 年 1 月 9 日

岩手県知事 増 田 寛 也

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定の取消しの年月日
協和石油株式会社	大船渡市大船渡町字地ノ森 42 番地 15	平成 18 年 12 月 22 日